

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
特定非営利 活動法人市 民活動サー クルえん	奈良市三条松町 一三番一〇一 〇五	放課後等デ イサービス tuna	生駒市東新町 四一二三 第 一ビル三〇一 号	放課後等デ イサービス	平成二十 八年四月 一日
特定非営利 活動法人む つみ会	北葛城郡上牧町 米山台四丁目一 四番一四号	ぽぷりぽっ け	生駒郡斑鳩町 興留七丁目一 一八 さく らマンション 一階	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 八年四月 一日
社会福祉法 人五條市あ すなる福祉 会	五條市新町三丁 目三番二号	社会福祉法 人五條市あ すなる福祉 会指定放課 後等デイサ ービスあす なる	五條市新町三 丁目一番一二 号	放課後等デ イサービス	平成二十 八年四月 一日
特定非営利 活動法人青 少年自立援	大和高田市永和 町四番一六号	よよこく ラブ大和	大和高田市旭 南町一丁目四 〇番地	放課後等デ イサービス	平成二十 八年四月 一日

株式会社ワ ークコスモ	大阪府大東市三 住町四番三号	森の人	桜井市大字生 田一〇一五一 一〇一〇三	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 八年四月 一日
株式会社ア イデル	大和高田市大字 西坊城五一番地 一	あいでるー む	大和高田市大 字西坊城五一 番地二	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 八年四月 一日
株式会社日 建	大阪府中央区農 人橋一丁目一番 七号	療育ステー ションCO LORS palette	生駒市小町 四四五一	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 八年四月 一日